

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

| 告示 | ページ |
|----------------------|-----|
| ○廃川敷地等が生じた件 (河川課) | 1 |
| ○土砂災害警戒区域の指定 (防災砂防課) | 1 |
| ○土砂災害特別警戒区域の指定 () | 1 |

高知県公安委員会告示

| | |
|------------------|---|
| ○警備員指導教育責任者講習の実施 | 1 |
| ○警備員等に係る検定の実施 | 2 |

告 示

高知県告示第275号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知県高知土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年4月13日

高知県知事 濱田 省司

- 河川の名称
二級河川国分川水系1支江ノ口川
- 廃川敷地等が生じた年月日
令和3年4月13日
- 廃川敷地等の位置
左岸 高知市相生町24番1地先
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 18.60平方メートル
- 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に高知県知事に下付の申請をしなければならない。

高知県告示第276号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年4月13日

高知県知事 濱田 省司

| 箇所番号 | 区域の名称 | 区域の所在地 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------|---------|---------------------|---------------------|
| 206-99-099 | 御手洗川(2) | 須崎市赤崎町(別紙図面のとおりに) | 土石流 |
| 424-95-007 | 橘浦川 | 幡多郡大月町橘浦(別紙図面のとおりに) | 土石流 |
| 424-99-007 | 轟川 | 幡多郡大月町橘浦(別紙図面のとおりに) | 土石流 |

高知県告示第277号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び関係土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年4月13日

高知県知事 濱田 省司

| 箇所番号 | 区域の名称 | 区域の所在地 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------|---------|---------------------|---------------------|
| 206-99-099 | 御手洗川(2) | 須崎市赤崎町(別紙図面のとおりに) | 土石流 |
| 424-95-007 | 橘浦川 | 幡多郡大月町橘浦(別紙図面のとおりに) | 土石流 |
| 424-99-007 | 轟川 | 幡多郡大月町橘浦(別紙図面のとおりに) | 土石流 |

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第5号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和3年4月13日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

- 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
 - 警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）
 - 種別
ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）
 - 実施期日
ア 新規取得講習
令和3年6月22日（火）から同月30日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
イ 追加取得講習
令和3年6月28日（月）から同月30日までの3日間
 - 実施場所
吾川郡いの町天王北一丁目14番地
高知県立高知青少年の家
- 受講者定員
受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
 - 新規取得講習 25人
 - 追加取得講習 5人
- 受講資格者
 - 新規取得講習
受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。
ア 最近5年間に2号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該

| | | |
|--|--|--|
| <p>合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上2号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの</p> <p>(2) 追加取得講習 受講申込み時において、2号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法</p> <p>(1) 受講希望の事前申込方法</p> <p>ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。</p> <p>イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。</p> <p>ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。</p> <p>(2) 事前申込みの受付期間</p> <p>ア 令和3年5月24日（月）及び25日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。</p> <p>イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。</p> <p>(3) 受講予定者の確定方法</p> <p>ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。</p> <p>イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和3年5月26日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。</p> <p>ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。</p> <p>5 受講申込手続 受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。</p> | <p>(1) 受講申込書等の提出期間 令和3年5月31日（月）から同年6月2日（水）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。 なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。</p> <p>(2) 受講申込書等の提出先 高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通</p> <p>イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面 1通</p> <p>(ア) 3の(1)のイに該当する者にあつては、2号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し</p> <p>(オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通</p> <p>エ 受講申込確認書 1通</p> <p>(4) 受講申込書等の提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。</p> <p>6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。 なお、納付された受講手数料は、返還しない。</p> <p>7 講習の委託 講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。</p> | <p>8 講習に関する問い合わせ先</p> <p>(1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）</p> <p>(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係</p> <p>高知県公安委員会告示第6号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。 令和3年4月13日 高知県公安委員会委員長 西山 彰一</p> <p>1 検定を実施する警備業務の種別及び級 交通誘導警備業務 2級</p> <p>2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所</p> <p>(1) 検定の実施日及び開始時間 令和3年7月14日（水）午前9時</p> <p>(2) 検定の実施場所 高知市春野町芳原2485番地 高知県立春野総合運動公園陸上競技場</p> <p>3 検定の実施予定人員 30人</p> <p>4 受検資格者 高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。</p> <p>5 検定の方法 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>ア 警備業務に関する基本的な事項</p> <p>イ 法令に関すること。</p> <p>ウ 車両等の誘導に関すること。</p> <p>エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験</p> <p>ア 車両等の誘導に関すること。</p> <p>イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定の申請手続 検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。</p> |
|--|--|--|

| | | |
|--|---|--|
| <p>(1) 検定の申請の受付期間 令和3年6月7日(月)から同月11日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>(2) 検定申請書等の提出方法 検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類等 ア 検定申請書 1通 イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通(現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。) ウ 写真(検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚</p> <p>(4) 受検対象者の確定方法 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法 検定を受けようとする者は、検定手数料として、14,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。 なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項</p> <p>(1) 受検時の服装 警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。</p> <p>(2) 持参品 ア 受検票 イ 筆記用具 ウ 警笛(実技試験に使用するもので、本人が使用しているものがあれば持参すること。) エ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等)又は運動帽 オ 雨着(雨天時に使用する。) カ 昼食(学科試験に合格した場合に必要となる。)</p> | <p>9 検定の実施に関する問い合わせ先 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3022、3024)又は県内の各警察署警備係担当係</p> | |
|--|---|--|